

## WSSD、SAICM、SDGs について

- 持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD：World Summit on Sustainable Development）

2002 年に南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界地球サミット（WSSD）では、実施計画書が採択され、その中で「予防的取り組み方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す」（WSSD2020 年目標）とされている。

- 国際的化学品管理に関する戦略的アプローチ（SAICM：Strategic Approach on International Chemical Management）

WSSD における合意「化学物質が、人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成する」の実現を目標に、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、情報の収集と提供、能力構築と技術協力などを進めることを定めた、国際的な合意文書です。

この文書は、以下のものを含みます。

**【目的】**

- ・ リスク削減：

2020 年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止し、排出を最小化すること。その際に優先的に検討されうる物質群は、残留性蓄積性有害物（PBT）、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等であること。

また、化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指しつつ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法（precautionary approach）を適切に適用すること。

- ・ 知識と情報：

化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となること。

- ・ ガバナンス：

化学物質管理のための包括的、効果的、透明な適切な国際的・国内的メカニズムを確立すること。

- 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な目標（SDGs：Sustainable Development Goals website））

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげました。この目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、17 の目標と 169 のタ

ターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

※ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダより化学品関係抜粋

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

出典：経済産業省 HP（WSSD、SAICM）、外務省 HP（WSSD、SDGs）

## 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）国連文書について

- GHS は、危険有害性の情報伝達に関する国際的に理解されやすいシステムの導入によって、人の健康と環境の保護を強化することなどを目的に、平成 15 年 7 月に国連から出された文書。
- 物質及び混合物を、健康、環境および物理化学的危険有害性に応じて分類するために調和された判定基準、表示及び安全データシートの要求事項を含む、調和された危険有害性に関する情報の伝達に関する事項を内容とする。
- GHS は全ての危険有害な化学品に適用される。取引されるすべての化学品は（消費者製品を含めて）作業場で製造され、労働者の手により出荷、輸送され、また労働者によってよく利用されるため、特定の化学品や製品が GHS の適用範囲から完全に除外されることはありえない。
- リスク評価の基本的アプローチは、「危険有害性×ばく露＝リスク」で定義される。危険有害性又はばく露を最小限にすることができれば、リスクすなわち危害の可能性は最小となる。適切な危険有害性に関する情報の伝達により、使用者は危険有害性の存在およびばく露とその結果生じるリスクを最小にする必要性に対して、注意を喚起される。

### <ラベル表示>

- GHS ラベルに必要な情報は、注意喚起語、危険有害性情報、注意書き及び絵表示、製品特定名、供給者の特定である。
- GHS の対象となる製品には、作業場に供給される時点で GHS のラベルが付けられるが、そのラベルは、作業場においてもその供給された容器にずっと付けておくべきである。また、GHS のラベルあるいはラベル要素は作業場の容器にも使用されるべきである。
- 労働者に対して GHS ラベルに含まれる情報を示すための代替手段は、通常、危険有害性を有する化学品が供給者の容器から作業場の容器もしくはシステムに移し替えられる場合や、化学品が作業場で製造され、販売もしくは供給用の容器に収納されない場合に必要となる。

### <SDS>

- SDS は、作業場の化学品管理規制の枠組みの中で使用するために、物質または混合物に関する包括的な情報を提供するべきである。事業主と作業者の両者は、環境に対する危険有害性も含めた危険有害性に関する情報源として、また、安全対策に関する助言を得るために、これを使用する。この情報は、作業場で使用する危険有害性のある化学品を管理するための情報源としての役割を果たす。
- SDS は、GHS に基づく物理化学的な危険性や、ヒトの健康または環境に対する有害性に関する調和された判定基準を満たす全ての物質および混合物について作成されるべきである。また、混合物に対する判定基準で指定されたカットオフ限界を超える濃度の発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性のある成分を含む全ての混合物についても作成されるべきである。

< SDS の必要最少情報 >

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | 物質または混合物および会社情報 | (a) GHS の製品特定手段<br>(b) 他の特定手段<br>(c) 化学品の推奨用途と使用上の制限<br>(d) 供給者の詳細（社名、住所、電話番号など）<br>(e) 緊急時の電話番号  |
| 2 | 危険有害性の要約        | (a) 物質/混合物の GHS 分類と国/地域情報<br>(b) 注意書きも含む GHS ラベル要素。（危険有害性シンボルは、黒と白を用いたシンボルの図による記載またはシンボルの名前、例えば、「炎」、「どくろ」などとして示される場合がある）<br>(c) 分類に関係しない（例「粉塵爆発危険性」）または GHS で扱われない他の危険有害性 |
| 3 | 組成および成分情報       | 物質<br>(a) 化学的特定名<br>(b) 慣用名、別名など<br>(c) CAS 番号およびその他の特定名<br>(d) それ自体が分類され、物質の分類に寄与する不純物および安定化添加物<br>混合物<br>GHS 対象の危険有害性があり、カットオフ値以上で存在するすべての成分の化学名と濃度または濃度範囲              |
| 4 | 応急措置            | (a) 異なるばく露経路、すなわち吸入、皮膚や眼との接触、および経口摂取に従って細分された必要な措置の記述<br>(b) 急性および遅延性の最も重要な症状/影響<br>(c) 必要な場合、応急処置および必要とされる特別な処置の指示   |
| 5 | 火災時の措置          | (a) 適切な（および不適切な）消火剤<br>(b) 化学品から生じる特定の危険有害性（例えば、「有害燃焼生成物の性質」）<br>(c) 消火作業用の特別な保護具と予防措置  |
| 6 | 漏出時の措置          | (a) 人体に対する予防措置、保護具および緊急時措置<br>(b) 環境に対する予防措置<br>(c) 封じ込めおよび浄化方法と機材  |
| 7 | 取扱いおよび保管上の注意    | (a) 安全な取扱いのための予防措置<br>(b) 混触危険性等、安全な保管条件  |
| 8 | ばく露防止および保護措置    | (a) 職業ばく露限界値、生物学的限界値等の管理指標<br>(b) 適切な工学的管理<br>(c) 個人用保護具などの個人保護措置   |
| 9 | 物理的および化学的性質     | 物理状態；<br>色；<br>臭い；<br>融点/凝固点；<br>沸点または初留点および沸点範囲；<br>燃焼性；<br>爆発下限および上限/引火限界；<br>引火点；<br>自然発火温度；<br>分解温度；<br>pH；<br>動粘性率；<br>溶解度；<br>分配係数：n-オクタノール/水（log 値）；<br>蒸気圧；       |

|    |                           |  |
|----|---------------------------|--|
|    |                           | 密度および/または比重；<br>蒸気比重；<br>粒子特性；   |
| 10 | 安定性および反応性                 | (a) 反応性<br>(b) 化学的安定性<br>(c) 危険有害反応性の可能性<br>(d) 避けるべき条件（静電放電、衝撃、振動等）<br>(e) 混触危険物質<br>(f) 危険有害性のある分解生成物  |
| 11 | 有害性情報                     | 種々の毒性学的（健康）影響の簡潔だが完全かつ包括的な記述および次のような影響の特定に使用される利用可能なデータ：<br>(a) 可能性の高いばく露経路（吸入、経口摂取、皮膚および眼接触）に関する情報<br>(b) 物理的、化学的および毒性学的特性に関係した症状<br>(c) 短期および長期ばく露による遅発および即時影響、ならびに慢性影響<br>(d) 毒性の数値的尺度（急性毒性推定値など） |
| 12 | 環境影響情報                    | (a) 生態毒性（利用可能な場合、水生および陸生）<br>(b) 残留性と分解性<br>(c) 生物蓄積性<br>(d) 土壌中の移動度<br>(e) 他の有害影響   |
| 13 | 廃棄上の注意                    | 廃棄残留物の記述とその安全な取扱いに関する情報、汚染容器包装の廃棄方法を含む   |
| 14 | 輸送上の注意                    | (a) 国連番号<br>(b) 国連品名<br>(c) 輸送における危険有害性クラス<br>(d) 容器等級（該当する場合）<br>(e) 海洋汚染物質（該当/非該当）<br>(f) IMO 文書に基づいたばら積み輸送<br>(g) 使用者が構内もしくは構外の輸送または輸送手段に関連して知る必要がある、または従う必要がある特別の安全対策                            |
| 15 | 適用法令                      | 当該製品に特有の安全、健康および環境に関する規則   |
| 16 | SDS の作成と改訂に関する情報を含むその他の情報 |  |

出典：化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）改訂7版